地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定による監査を妙高市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により監査の結果を次のとおり公表します。

令和2年6月30日

妙高市監査委員 和 泉 昭 夫

妙高市監査委員 横尾 祐子

- 1 監査等の種類 財政援助団体等監査
- 2 監査の対象【公の施設の指定管理者】

一般社団法人妙高高原さわやか協議会、生涯学習課

(平成30年度妙高市オールシーズンシャンツェ、妙高高原スポーツ公園、妙高高原スポーツ公園グラウンド、妙高高原スポーツ公園野球場、東赤倉テニスコート、赤倉体育センター、池の平スポーツ広場の指定管理に関する事務 ※所管課の事務を含む)

- 3 監査の着眼点 公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率 (評価項目) 的に行なわれているかどうかを主眼として監査を実施した。
- 4 監査の実施内容 あらかじめ監査資料の提出を求め、関係帳簿及び関係書類の調査や関係 者からの説明聴取を行なった。
- 5 監査の実施期間 令和2年3月2日 ~ 令和2年6月29日
- 6 監査の日程
  - (1)書類審査 令和2年3月25日~令和2年4月28日
  - (2) 事情聴取 令和2年5月28日

#### 7 監査の結果

公の施設の管理に係る指定管理に関する業務は、協定書の内容に沿っておおむね適正に処理されていた。

指定管理の概要は次のとおりである。

### 【共通事項】

- ① 指定管理者として指定する期間は平成30年4月1日から令和4年3月31日までである。
- ② 主に市からの指定管理料と利用料収入などにより管理運営している。
- ③ 指定管理に関する主な業務は次のとおりである。
  - ・体育施設の利用及びその制限等に関する業務
  - ・体育施設の利用料金の徴収等に関する業務
  - ・体育施設の管理運営に関する業務
  - ・体育施設及び附属設備の維持管理に関する業務 他

#### 【妙髙市オールシーズンシャンツェ】

●施設の概要は次のとおりである。

所 在 地	妙高市大字関川776番地3	
建物概要	敷地面積:2,768.00㎡、JH建物面積:35.00㎡	
施設概要	スモールヒル、人工芝張(夏場練習可能)、ジャッジハウス1棟	

#### 【妙高高原スポーツ公園】

●全体面積

104, 000. 00 m<sup>2</sup>

●施設の概要は次のとおりである。

所在地	妙高市大字関川958番地	
名 称	野球場	グラウンド
敷地等概要	敷地面積:12,382㎡	敷地面積:18,917 m²
	グラウンド面積:12, 206 ㎡	
施設概要	野球場、電光カウント付スコアボー	400mトラック(8コース)
	ド、本部及び審判員室、ダッグアウ	サッカー場
	ト 他	ローラースキーコース 他

#### 【東赤倉テニスコート】

●施設の概要は次のとおりである。

所 在 地	妙高市大字田口1450番地	
建物概要	敷地面積:21,598.00㎡、管理棟建物面積:212.13㎡	
施設概要	人工クレイコート8面	

# 【赤倉体育センター】

●施設の概要は次のとおりである。

所 在 地	妙高市大字二俣1516番地
建物概要	鉄筋造3階建
	敷地面積:6,451.09㎡、延床面積:3,347.95㎡
施設概要	アリーナ、用具庫、更衣室、ミーティングルーム、和室、柔道室 他

## 【池の平スポーツ広場】

●施設の概要は次のとおりである。

所 在 地	妙高市大字関川2428番地2
建物概要	敷地面積:15,800.00㎡、芝生広場面積:9,370.00㎡、延床面積:696.33
	㎡(クラブハウス:木造2階、圧雪車格納庫:鉄骨造平屋)
施設概要	クラブハウス1棟、圧雪車格納庫1棟、芝生広場1面(冬季は常設クロスカ
	ントリースキーコース)

※上記の施設概要は当該施設に係る「体育施設の管理に関する基本協定書」より転記。